

# DV等の被害者のための民間シェルターの現状について

平成31年2月  
内閣府男女共同参画局

# 1. 配偶者暴力防止法

# 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)

制 定:平成13年法律第31号

最終改正:平成26年法律第26号

## 【配偶者暴力相談支援センター】

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(一、二 略)

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び**一時保護**を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(四、五、六、4 略)

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う**民間の団体との連携**に努めるものとする。

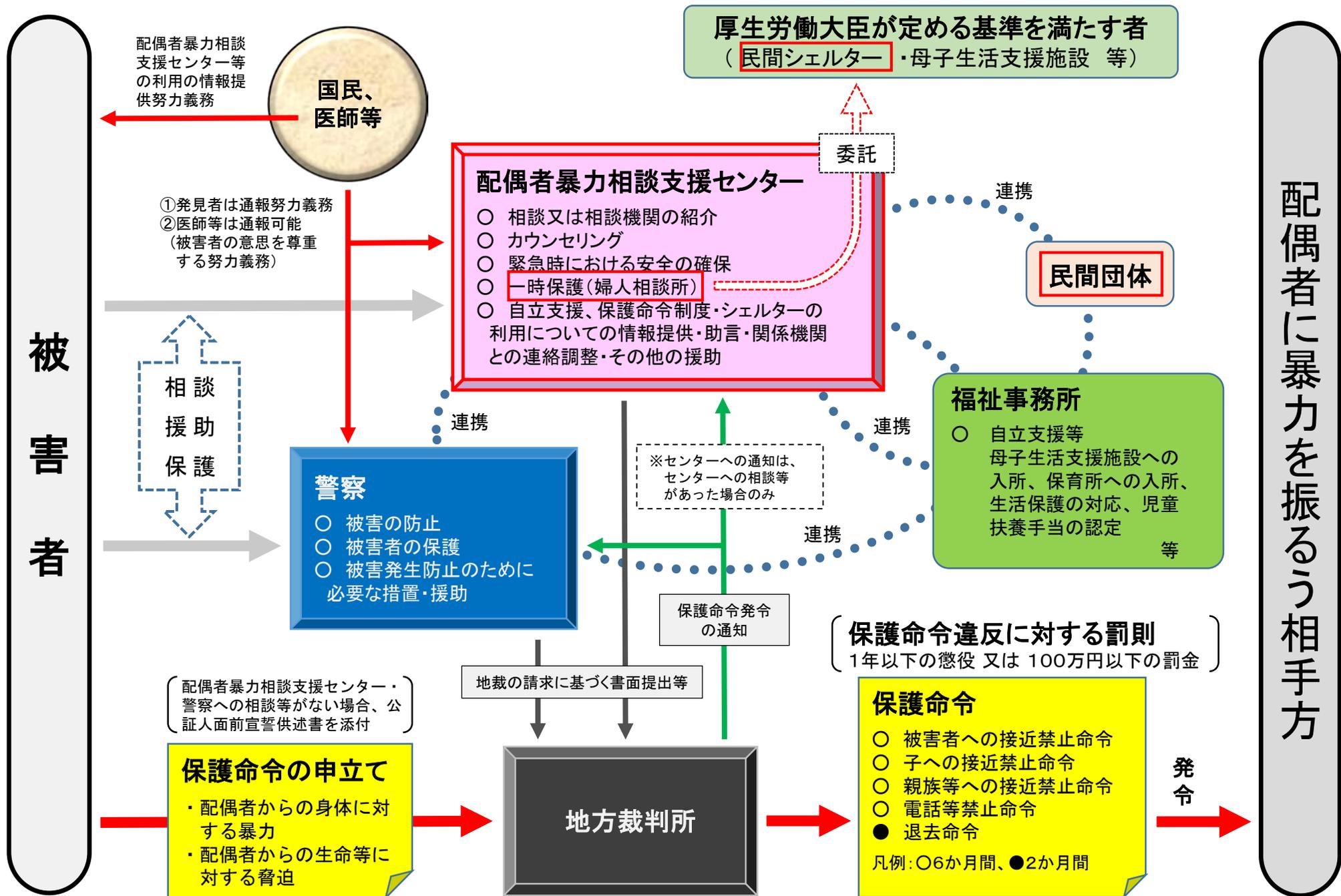
## 【被害者保護のための関係機関の連携協力】

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関**その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力**するよう努めるものとする。

## 【民間団体に対する援助】

第二十六 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う**民間の団体に対し、必要な援助を行う**よう努めるものとする。

# 配偶者暴力防止法のフローチャート



## 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 のための施策に関する基本的な方針

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(抜粋)

## 2 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

### 1 配偶者暴力相談支援センター

#### (3) 民間団体との連携

法第3条第5項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとしてとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日ごろから、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。実際の支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見交換、調整を行って、対応することが望ましい。

また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。

## 14 民間の団体に対する援助等

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、広報啓発業務、同行支援、居場所づくり等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分にいかすという観点に立って、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、きめ細かな情報の提供に努める。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

### 3. 第4次 男女共同参画基本計画

# 第4次 男女共同参画基本計画（抜粋）

平成27年12月25日 閣議決定

## 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

#### イ 相談しやすい体制等の整備

##### （エ）関係機関の連携の促進

- ② 被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。

### 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

#### ウ 被害者の保護及び研修の充実

##### （エ）一時保護

- ① 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。

## 4. 民間シェルターの実態及び支援の現状

民間シェルター運営団体数(都道府県別、法人格別)

平成30年11月1日現在

法人格 都道府県	NPO法人	社会福祉法人	財団法人	宗教法人	その他	なし	計
01 北海道	5					3	8
02 青森県							—
03 岩手県							—
04 宮城県	1					1	2
05 秋田県							—
06 山形県							—
07 福島県						1	1
08 茨城県							—
09 栃木県	1						1
10 群馬県	3				1		4
11 埼玉県	3				1	1	5
12 千葉県	2						2
13 東京都	3	6	1			2	12
14 神奈川県	7	1				1	9
15 新潟県	3						3
16 富山県							—
17 石川県						1	1
18 福井県	1						1
19 山梨県						1	1
20 長野県							—
21 岐阜県	1						1
22 静岡県						3	3
23 愛知県	1					3	4
24 三重県							—
25 滋賀県	1						1

法人格 都道府県	NPO法人	社会福祉法人	財団法人	宗教法人	その他	なし	計
26 京都府	1	1					2
27 大阪府	3						3
28 兵庫県	1					1	2
29 奈良県							—
30 和歌山県							—
31 鳥取県		4			1	1	6
32 島根県		1					1
33 岡山県	2						2
34 広島県	2						2
35 山口県	1						1
36 徳島県						1	1
37 香川県		1					1
38 愛媛県							—
39 高知県						2	2
40 福岡県	3					2	5
41 佐賀県							—
42 長崎県		2					2
43 熊本県	5	2			1	1	9
44 大分県						1	1
45 宮崎県	1						1
46 鹿児島県							—
47 沖縄県		4		3	2		9
全 国	49	22	1	3	6	26	107

※この数は、平成30年11月1日現在、都道府県、政令指定都市が把握している民間シェルターを運営している団体について、内閣府で調査の上取りまとめたものである。

※複数の都道府県で運営している団体は、それぞれの都道府県でカウントしているため、全国値と都道府県数値の足し上げは一致しない。

※平成20年までの民間シェルター数は以下のとおり。(平成21年度より、民間シェルターの運営団体数)

H13.12調査	H14.11調査	H15.11調査	H16.11調査	H17.11調査	H18.11調査	H19.11調査	H20.11調査
35	55	73	81	93	102	105	108

※昨年までの民間シェルター運営団体数は以下のとおり。

H21.11調査	H22.11調査	H23.11調査	H24.11調査	H25.11調査	H26.11調査	H27.11調査	H28.11調査
104	99	101	109	110	116	125	115
H29.11調査							
108							

# 民間シェルター調査結果の概要

この調査結果は、都道府県、政令指定都市が把握している35の民間シェルターに対し「現在どのような問題を抱えているか」についてアンケート調査を行い、寄せられた回答(35のうち32のシェルターから回答あり。)の主なものについて、内閣府で整理したものを示す。

問)現在どのような問題をかかえていますか。

## 1 施設、設備の問題

### (1)施設の確保

- ・ 賃料や安全面から、施設の恒常的確保が困難である。(8施設)
- ・ 不動産屋や近隣住民にシェルターと分からないようにすることが困難。(4施設)
- ・ 施設を複数確保することが困難。(3施設)

### (2)居室

- ・ 老朽化している。(7施設)
- ・ 独立した個室ではないので利用者のプライバシーの確保が困難。(6施設)
- ・ 狭い。(5施設)
- ・ 居室が少ない。(2施設)
- ・ 冷暖房がないバリアフリーでないので、高齢者や障害者に十分対応できない。(1施設)

### (3)事務所等

- ・ 事務所がない。(5施設)
- ・ 相談室がない。(3施設)
- ・ 子どものプレイルームがない。(2施設)
- ・ 相談室の防音性を確保したい。(2施設)
- ・ ステップハウスがほしい。(2施設)
- ・ 事務所が狭い。(1施設)
- ・ 物品保管庫、広い調理場がない。(1施設)
- ・ 図書室がない。(1施設)
- ・ スタッフの常駐スペースがない。(1施設)

## 2 スタッフ不足

- ・ 専従スタッフがいない又は足りない。(18施設)
- ・ シェルタースタッフの身体的、精神的負担が大きい。(10施設)
- ・ 積極的に動けるスタッフ、ボランティアが不足している。(8施設)

## 3 スタッフの専門的知識の不足

- ・ カウンセリングなどに要する専門的知識が不足している。(8施設)
- ・ 様々な研修に参加する費用(交通費、宿泊費等)がない。(8施設)
- ・ 必要な研修時間が十分とれない。(4施設)
- ・ 系統だった研修が見当たらない。(2施設)
- ・ 外国語の通訳スタッフが不足している。(1施設)

## 4 安全性の問題

- ・ 施設のセキュリティ面に問題がある。(27施設)
- ・ シェルターの場所が周知された場合の不安を感じている。(3施設)
- ・ 被害者同伴で外出するときのスタッフの安全確保が困難。(1施設)
- ・ 利用者の安全に対する意識が低く、不用意な行動が気にかかる。(1施設)

## 5 秘匿性の問題

- ・ 行政手続きの際にシェルターの住所等が表に出てしまい心配している。(2施設)
- ・ 公的機関からシェルター所在地が漏れてしまうことがあり困っている。(1施設)
- ・ スタッフの個人情報流出防止が困難である。(1施設)
- ・ 興信所や家族からの問い合わせが多い。(1施設)

## 6 財政的な問題

### (1) 財政基盤

- ・ 運営費のほとんどを寄付や会費に頼っており、財政的に限界がある。(24施設)
- ・ 利用者の宿泊費が未納である。(3施設)
- ・ 自治体からの補助が実績後払いのため、当面シェルター負担となる。(1施設)

## (2) 公的助成

- ・ 公的財政支援を充実させてほしい。(16施設)
- ・ 人件費に対する補助がない。(12施設)
- ・ 家賃、光熱費に対する補助がない。(6施設)
- ・ 被害者の移送費に対する補助がない。(2施設)

## 7 関係機関との連携不足

- ・ 自治体との連絡会議等がない又は回数が少ない。(15施設)
- ・ 自治体の窓口職員の対応が不適切。(3施設)
- ・ 警察との連携が不十分。(3施設)
- ・ 福祉事務所との連携が不十分。(3施設)
- ・ 医療機関との連携が不十分。(3施設)
- ・ 婦人相談所との連携が不十分。(2施設)
- ・ 他府県の民間シェルターとの連携が不十分。(2施設)
- ・ 児童相談所との連携が不十分。(1施設)
- ・ 裁判所、弁護士との連携が不十分。(1施設)
- ・ 地域の女性団体との連携が不十分。(1施設)
- ・ 自治体の姿勢に真剣さが感じられない。(1施設)

## 8 必要な情報の不足

・ 関係機関がどのようなサービスを提供しているのか、そのサービスを受けるためにはどのような手続きが

必要かについての情報が不足。(6施設)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターに関する情報が不足。(3施設)
- ・ 被害者に家を貸してくれる不動産屋等の情報が不足。(3施設)

## 4. DV・ストーカー対策に関する国から地方公共団体への 財政措置

# DV・ストーカー対策に関する国から地方公共団体への財政措置

	都道府県		市町村		
	補助金・交付税	補助率	補助金・交付税		
配偶者への暴力(DV)	DV防止に関する教育及び啓発(法24条)	児童虐待・DV対策等総合支援事業	1/2		
	基本計画の策定(法2条の3③)	※ 策定は義務規定(全ての都道府県で策定済み)	—	特別交付税	
	配偶者暴力相談支援センターの運営費(法3条3) (①相談、②カウンセリング、③緊急避難措置、④情報提供、助言、関係機関連絡調整)	相① 談婦 所人	普通交付税	—	指定都市の婦人相談所のみ(売防法40条1)
			婦人相談所運営費負担金(法28条1)	5/10	
		②その他施設	—	特別交付税	
	一時保護(委託を含む)(法3条3③)	婦人保護事業費負担金(法28条1)	5/10	※ 一時保護は都道府県が実施	
	婦人保護施設が行う被害者の保護及びこれに伴い必要な事務に要する経費(法5条)	婦人保護事業費補助金(法28条2)	5/10	※ 婦人保護施設は都道府県が設置	
	支援センター未設置の市町村が行う緊急避難経費(一時保護が行われるまでの宿泊費、交通費など)		—	特別交付税	
婦人相談員が行う業務に要する経費(法4条)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(法28条2)	1/2	児童虐待・DV対策等総合支援事業(法28条2) ※町村は対象外		
DV防止及び被害者の保護のために民間の団体に対し交付した額(法26条)	特別交付税	1/2	特別交付税		
ストーカー行為等	ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及(法11条)	児童虐待・DV対策等総合支援事業	1/2		
	ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に係る経費(法9条1)	相① 談婦 所人	普通交付税	—	指定都市の婦人相談所のみ(売防法40条1)
			婦人相談所運営費負担金(売防法40条1)	5/10	
		②その他施設	—	特別交付税	
	一時保護(委託を含む)	婦人保護事業費負担金(売防法40条1)	5/10	※ 一時保護は都道府県が実施	
	婦人保護施設が行う被害者の保護及びこれに伴い必要な事務に要する経費(法11条)	婦人保護事業費補助金(売防法40条2)	5/10	※ 婦人保護施設は都道府県が設置	
婦人相談員が行う業務に要する経費(法9条)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(売防法40条2)	1/2	児童虐待・DV対策等総合支援事業(売防法40条2) ※町村は対象外		
民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な経費(法12条)	特別交付税	1/2	特別交付税		

(注1) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても「配偶者からの暴力及びその被害者」に準じて財政措置の対象となる。

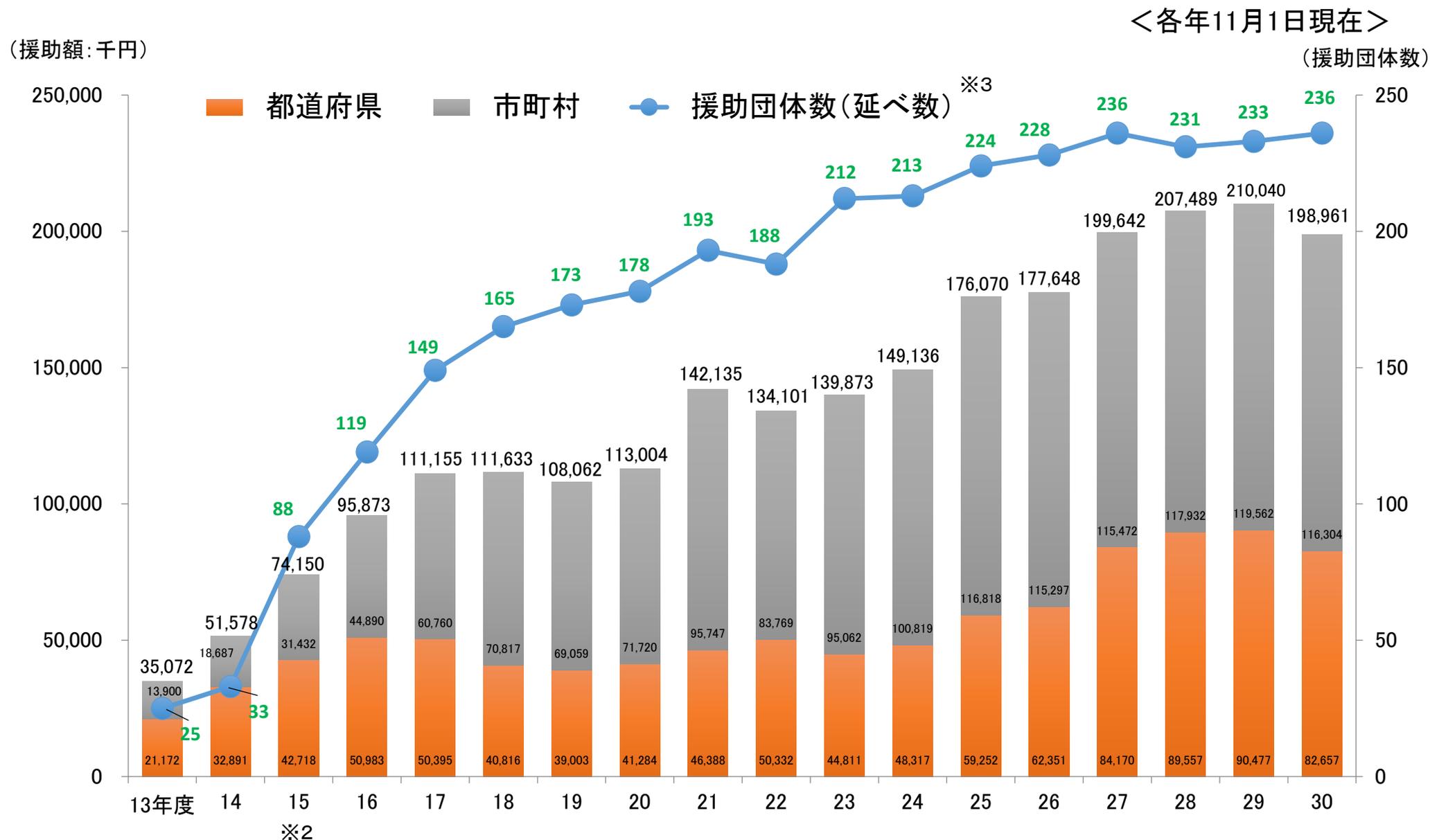
(注2) 特別交付税の対象経費としては、職員人件費を除く。また、広報啓発費や職員研修費は対象経費とはならない。

	国庫負担金・補助金
	特別交付税
	措置なし、普通交付税による措置

# 女性に対する暴力関係補助事業の概要

事業名	事業概要	資金の流れ
<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業</p>	<p>(DV・ストーカーに関する事業の一部を抜粋)</p> <p>①婦人相談員活動強化事業 DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当等の経費</p> <p>②売春防止活動・DV対策機能強化事業 DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関ネットワーク事業、婦人保護施設退所者自立生活援助事業、休日夜間電話相談事業、法的対応機能強化事業、外国人DV被害者・人身取引被害者を支援する専門通訳者養成研修等</p>	<p>厚生労働省 ↓ (補助) ①都道府県、指定都市、市 ②都道府県</p>
<p>婦人相談所運営費負担金 (DV法28条1、売防法40条1)</p>	<p>①婦人相談所における広域措置の実施 他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等が他の都道府県の婦人相談所等に移るために必要な旅費等の補助を行う。</p> <p>②人身取引被害等の外国人のケア体制 人身取引被害者等外国人女性の保護についてケア体制の充実を図るため、通訳雇上げに伴う費用、関係機関との連絡に必要な経費、人身取引被害者の医療費に対し補助を行う。</p>	<p>厚生労働省 ↓ (負担) 都道府県</p>
<p>婦人保護事業費負担金 (DV法28条1、売防法40条1)</p>	<p>①DV被害者に対する一時保護委託 一時保護委託先において、DV被害者の自立に向けた支援の充実を図る。</p> <p>②心理療養担当職員の配置 婦人相談所一時保護所に心理療養担当職員を配置し、被害者及び同伴児童の心理的回復の支援等を図る。</p> <p>③同伴児童のケアを行う指導員の配置 婦人相談所一時保護所に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。</p> <p>④夜間警備体制強化加算 婦人相談所一時保護所の夜間警備体制を強化することにより、配偶者からの暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。</p>	<p>厚生労働省 ↓ (負担) 都道府県</p>
<p>婦人保護事業費補助金 (DV法28条2、売防法40条2)</p>	<p>①心理療養担当職員の配置 婦人保護施設に心理療養担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの充実を図る。</p> <p>②同伴児童のケアを行う指導員の配置 婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。</p> <p>③夜間警備体制強化加算 婦人保護施設の夜間警備体制を強化し、入所者や職員の安全の確保を図る。</p>	<p>厚生労働省 ↓ (補助) 都道府県 ↓ (支弁) 婦人保護施設</p>

# 地方公共団体の民間シェルター等に対する財政的援助の状況(年次推移)



※1 平成25年度より、ストーカー行為等の防止及び被害者支援における財政的援助を含む。

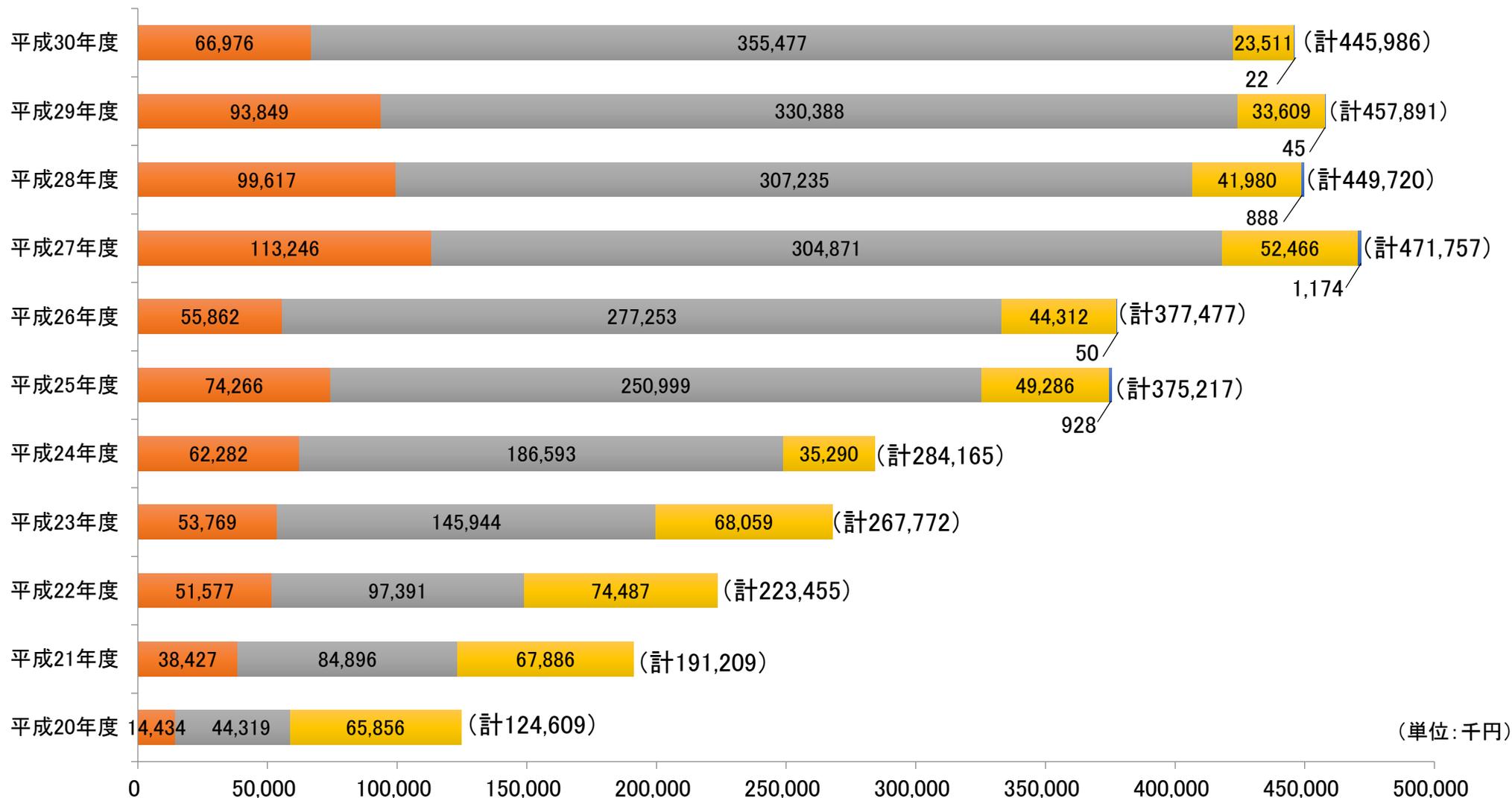
※2 平成15年度は、平成16年3月30日現在の情報である。

※3 同一の民間シェルターに都道府県及び複数の市町村がそれぞれ援助している場合は、それぞれで計上(複数計上)している。

## 市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの運営等の状況(年次推移)

- 基本計画の策定に要する経費
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に要する経費
- 支援センター未設置の市町村が行う緊急時における安全の確保に要する経費
- ストーカー行為等の相手方に対する支援に要する経費

<各年11月1日現在>



(単位:千円)

※ 平成25年度より、ストーカー行為等の相手方に対する支援に要する経費を追加。なお、本経費は(A)～(C)にも複合的に含まれている。

地方公共団体から民間団体に対する財政的援助額について

(平成30年度見込額)

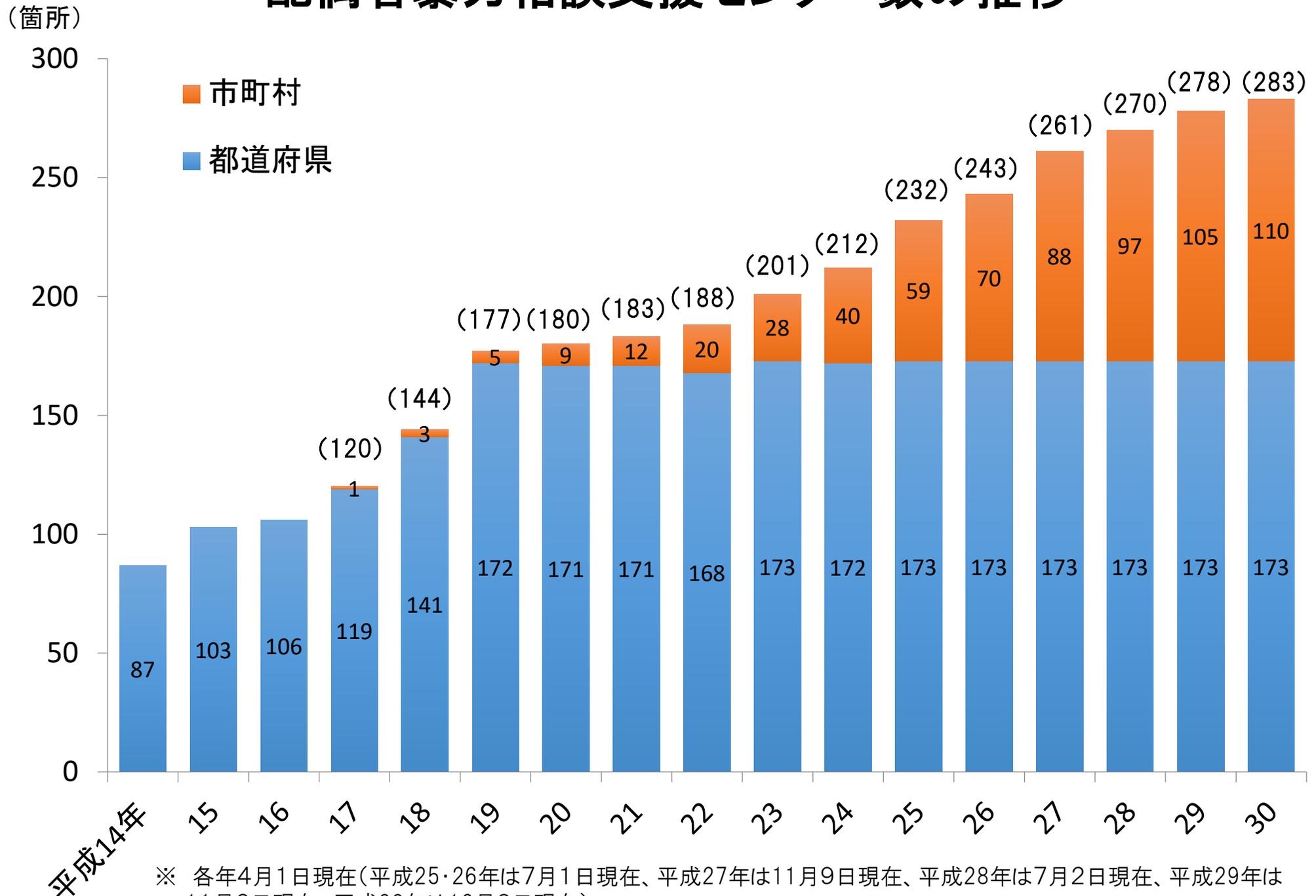
都道府県	財政的援助額(円)
01 北海道	19,207,600
02 青森県	-
03 岩手県	-
04 宮城県	2,400,000
05 秋田県	100,000
06 山形県	-
07 福島県	994,000
08 茨城県	948,000
09 栃木県	8,228,000
10 群馬県	2,000,000
11 埼玉県	5,350,000
12 千葉県	2,174,000
13 東京都	24,126,040
14 神奈川県	57,454,376
15 新潟県	7,800,000
16 富山県	640,000
17 石川県	-
18 福井県	628,500
19 山梨県	-
20 長野県	-
21 岐阜県	2,667,000
22 静岡県	1,800,000
23 愛知県	8,078,000
24 三重県	-
25 滋賀県	-

都道府県	財政的援助額(円)
26 京都府	2,834,000
27 大阪府	9,254,000
28 兵庫県	3,064,000
29 奈良県	-
30 和歌山県	-
31 鳥取県	23,885,500
32 島根県	2,056,000
33 岡山県	-
34 広島県	2,277,000
35 山口県	248,000
36 徳島県	1,805,000
37 香川県	-
38 愛媛県	-
39 高知県	1,000,000
40 福岡県	4,000,000
41 佐賀県	-
42 長崎県	-
43 熊本県	1,654,000
44 大分県	1,788,030
45 宮崎県	500,000
46 鹿児島県	-
47 沖縄県	-
<b>計</b>	<b>198,961,046</b>

(注)平成30年度に配偶者からの暴力及びストーーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、都道府県及び市町村が実施した財政的援助の額(見込額)を内閣府で調査の上取りまとめたものであり、婦人相談所からの一時保護委託費を除く。(平成30年11月1日現在)

## 5. 配偶者暴力相談センターについて

# 配偶者暴力相談支援センター数の推移



※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在)

※ ( )内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

都道府県及び市町村における配偶者暴力相談支援センター数

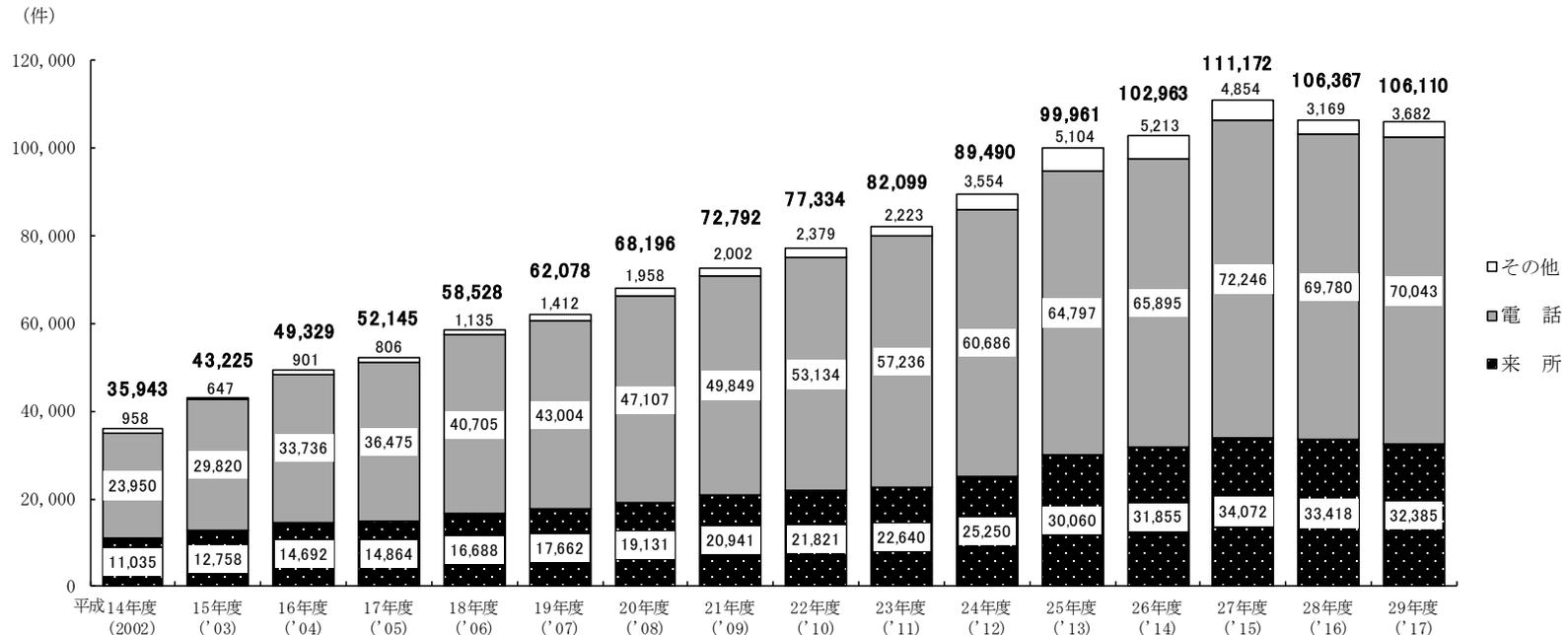
平成30年12月3日現在

283か所(うち市町村設置主体:110か所)

	都道府県	総数	都道府県設置	市町村設置						
				計	政令指定都市設置		政令指定都市以外の市町村設置			
					都市名	市町村名	都市名	市町村名		
01	北海道	20	16	4	2	札幌市(2)	2	函館市、旭川市		
02	青森県	9	8	1	0		1	青森市		
03	岩手県	12	11	1	0		1	盛岡市		
04	宮城県	2	1	1	1	仙台市	0			
05	秋田県	6	6	0	0		0			
06	山形県	5	5	0	0		0			
07	福島県	9	8	1	0		1	郡山市		
08	茨城県	3	1	2	0		2	水戸市、古河市		
09	栃木県	5	1	4	0		4	宇都宮市、日光市、小山市、栃木市		
10	群馬県	6	1	5	0		5	前橋市、高崎市、安中市、長野原町、大泉町		
11	埼玉県	19	2	17	1	さいたま市	16	川越市、越谷市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、東松山市、上尾市、草加市、蕨市、朝霞市、志木市、八潮市、吉川市、ふじみ野市、鶴ヶ島市		
12	千葉県	19	15	4	1	千葉市	3	船橋市、市川市、野田市		
13	東京都	17	2	15	0		15	港区、新宿区、台東区、江東区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、世田谷区		
14	神奈川県	5	2	3	3	横浜市、川崎市、相模原市	0			
15	新潟県	3	1	2	1	新潟市	1	長岡市		
16	富山県	2	1	1	0		1	高岡市		
17	石川県	2	1	1	0		1	金沢市		
18	福井県	8	8	0	0		0			
19	山梨県	2	2	0	0		0			
20	長野県	3	2	1	0		1	安曇野市		
21	岐阜県	9	9	0	0		0			
22	静岡県	4	1	3	2	静岡市、浜松市	1	富士市		
23	愛知県	2	1	1	1	名古屋市	0			
24	三重県	1	1	0	0		0			
25	滋賀県	3	3	0	0		0			
26	京都府	4	3	1	1	京都市	0			
27	大阪府	13	7	6	2	大阪市、堺市	4	吹田市、枚方市、茨木市、豊中市		
28	兵庫県	17	1	16	1	神戸市	15	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、猪名川町		
29	奈良県	2	1	1	0		1	奈良市		
30	和歌山県	1	1	0	0		0			
31	鳥取県	3	3	0	0		0			
32	島根県	2	2	0	0		0			
33	岡山県	4	2	2	1	岡山市	1	倉敷市		
34	広島県	4	3	1	1	広島市	0			
35	山口県	2	1	1	0		1	宇部市		
36	徳島県	5	3	2	0		2	鳴門市、阿南市		
37	香川県	1	1	0	0		0			
38	愛媛県	3	2	1	0		1	新居浜市		
39	高知県	1	1	0	0		0			
40	福岡県	12	10	2	2	北九州市、福岡市	0			
41	佐賀県	2	2	0	0		0			
42	長崎県	4	2	2	0		2	長崎市、南島原市		
43	熊本県	3	1	2	1	熊本市	1	合志市		
44	大分県	2	2	0	0		0			
45	宮崎県	1	1	0	0		0			
46	鹿児島県	15	9	6	0		6	鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、日置市、姶良市、知名町		
47	沖縄県	6	6	0	0		0			
<b>全国</b>		<b>283</b>	<b>173</b>	<b>110</b>	<b>21</b>		<b>89</b>			

# 配偶者からの暴力に関するデータ

## 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

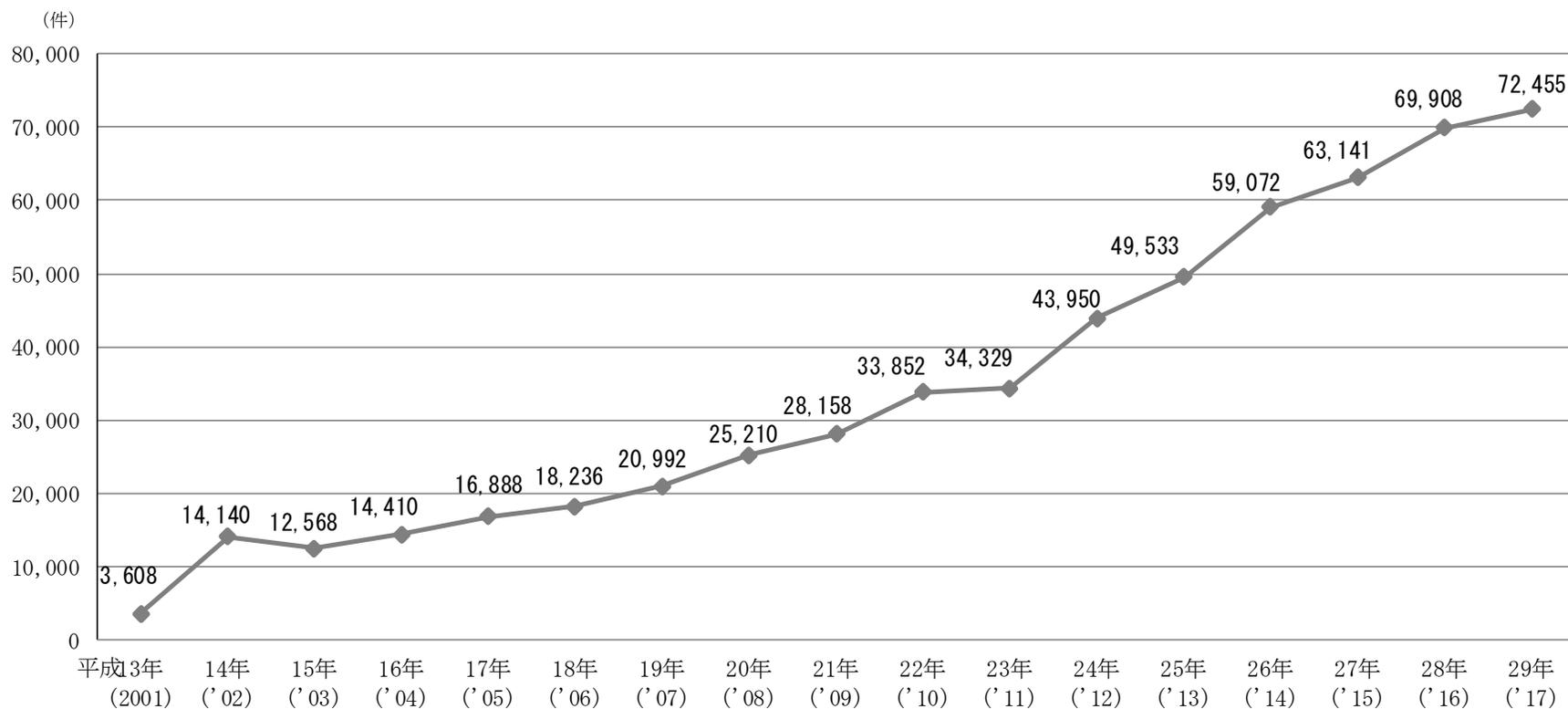


資料出所：内閣府調べ

(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。  
なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成30年12月3日現在、283か所（うち、市町村の設置数は110か所）
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

## 2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

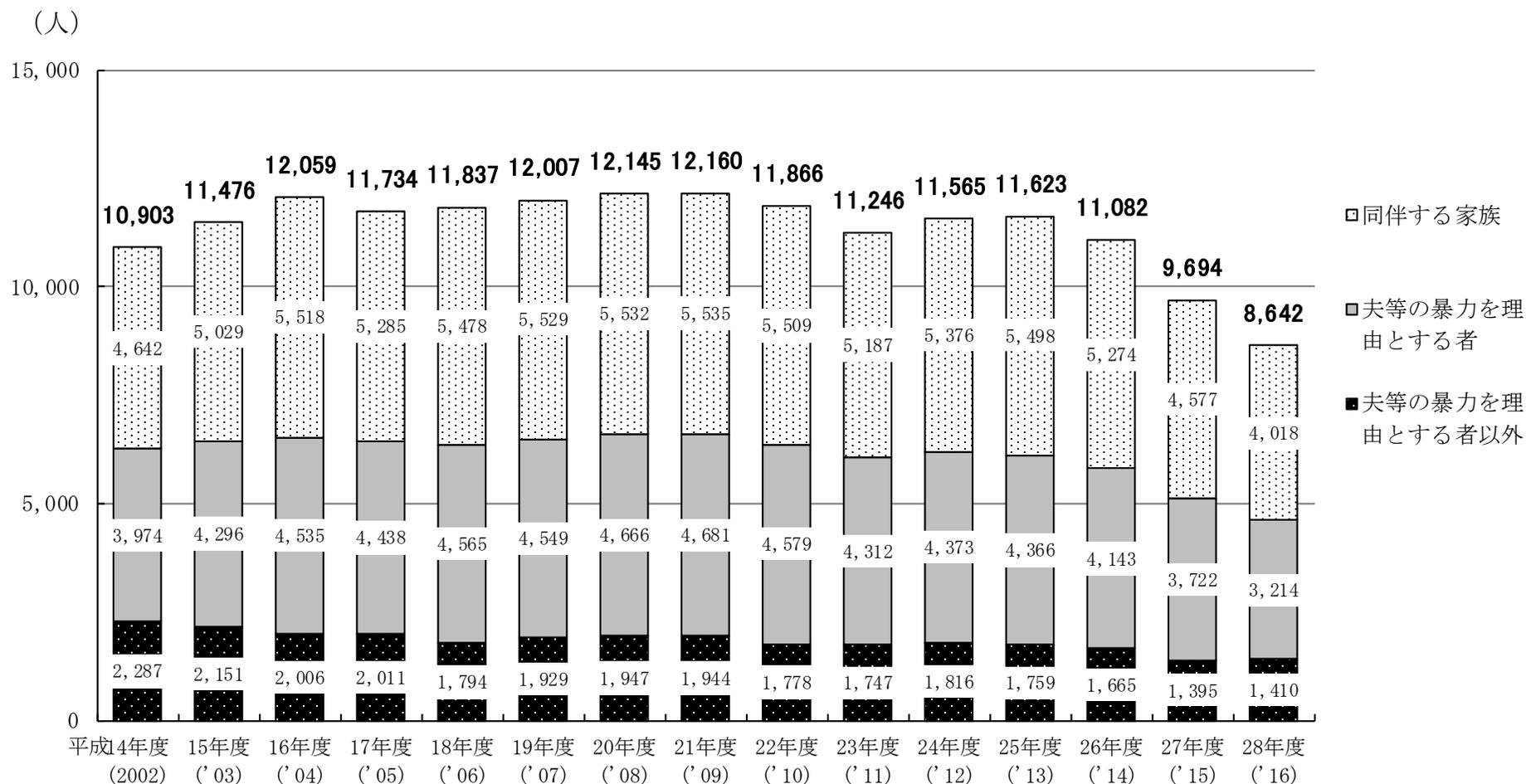


(備考)

資料出所：警察庁調べ

1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。
2. 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日（10月13日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の2～5に同じ。

### 3 婦人相談所における一時保護件数

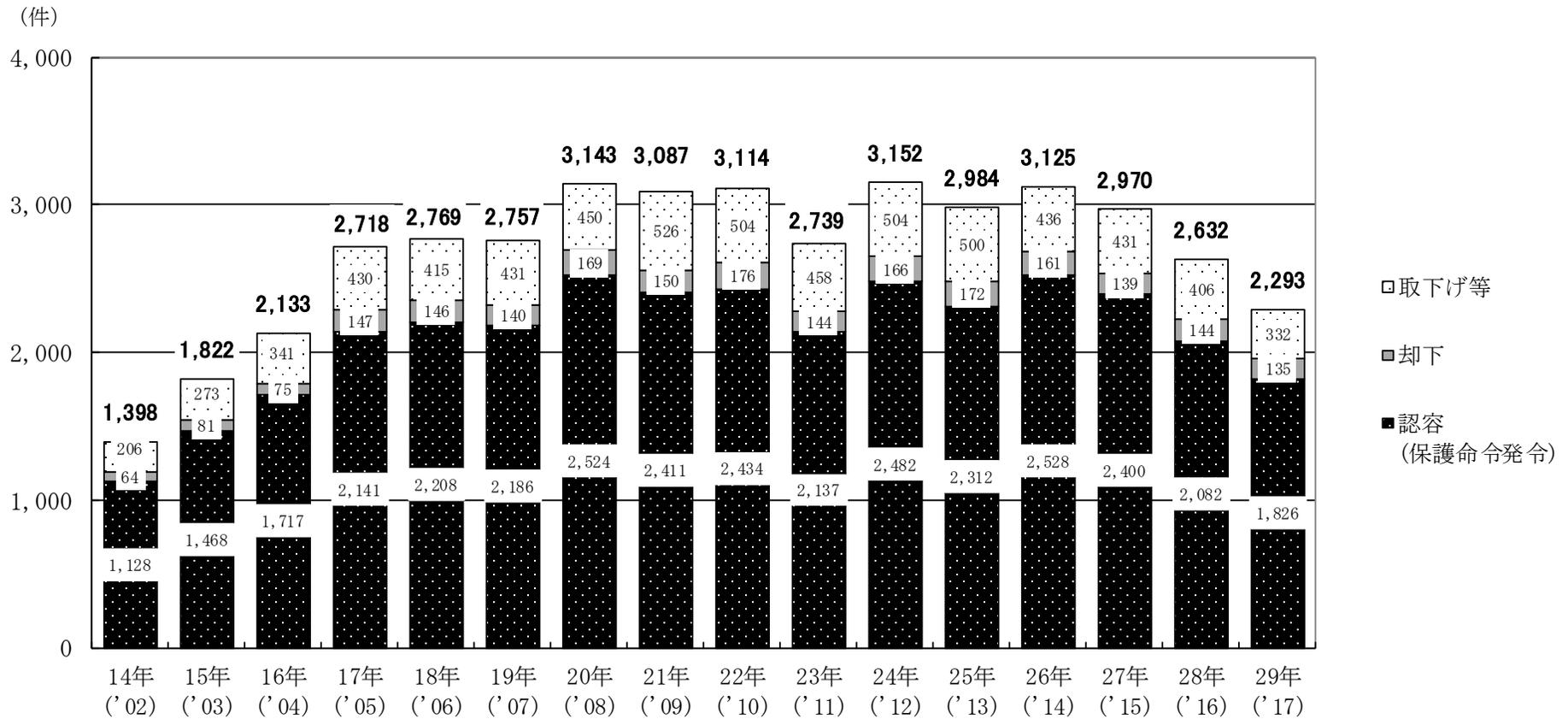


資料出所：厚生労働省調べ

(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

## 4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



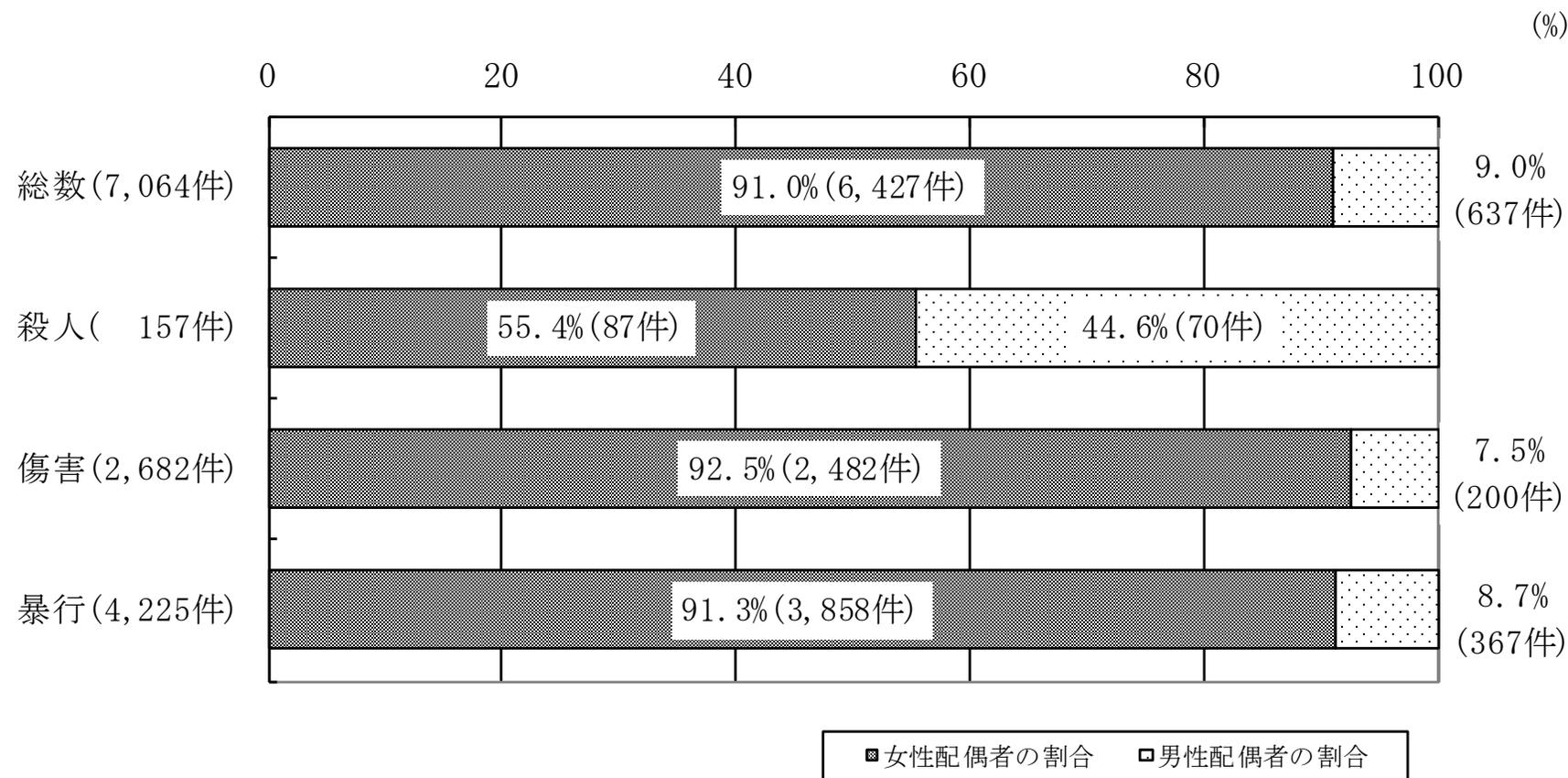
資料出所：最高裁判所提供の資料より作成

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

## 5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の性別被害者の割合（平成29年・検挙件数）



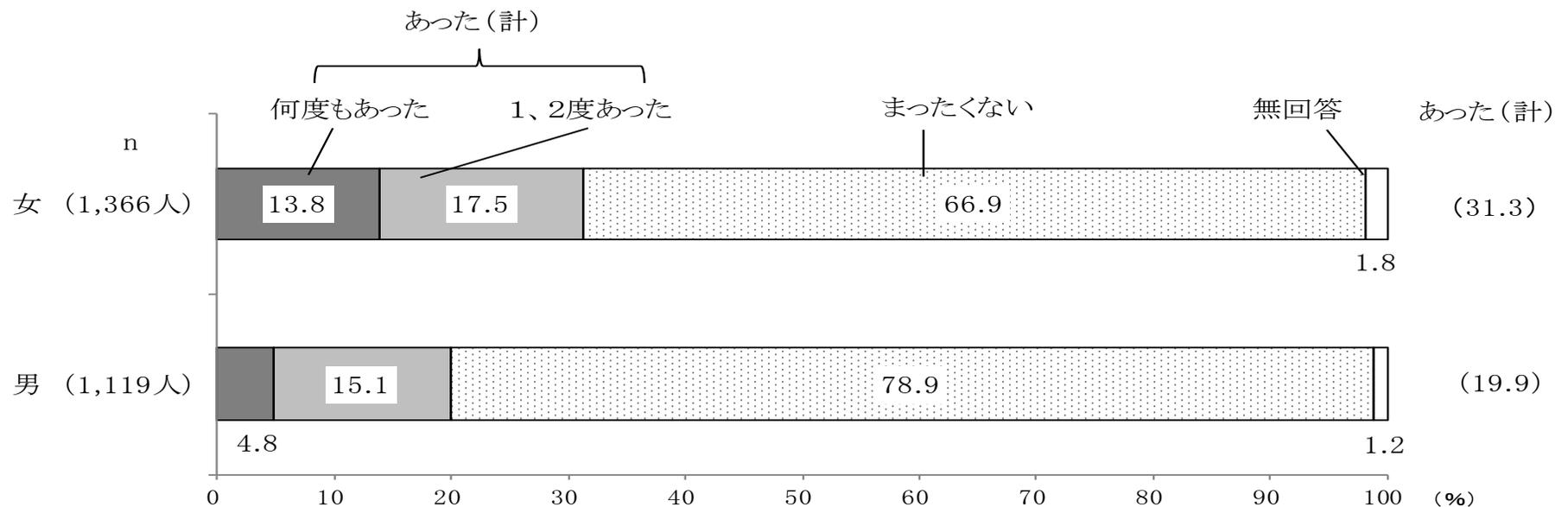
資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成29年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人（未遂を含む）、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

## 6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年度調査）より作成

(備考)

全国20歳以上の男女5,000人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,376人（67.5%））。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなど。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しないなど。

## 6. その他(参考)

○大河原委員

労政審の議論も見せていただいていますけれども、セクハラとかパワハラ、これを防止していこう、なくしていこうという姿勢は見えます。しかし、それを禁止するんだ、だめなんだという強さが今一步ないんじゃないか。もちろん、求めている人たちは一生懸命求めている。だけれども、それを受けとめる使用者側も、あるいは政府の方針としても、これは、ちょっとやってみて、あらゆる手段を使ってみてだめだったらもう一回という話じゃないんですよ。毎日毎日被害者が出ている。場合によっては、声を上げたがゆえに実は職場を追われてしまうような、そういう状況さえ起こっているんです。だから、やはり、この状況については、重大な関心と意思を持ってぜひ前に進めていただきたいというふうに思います。片山大臣のホームページを見せていただきました。そうしますと、若いころに被害の経験も持っている、DVや学校でのいじめなど、立場の弱い者への暴力は後を絶たない。つまり、こういった暴力はあらゆる場所で、そしてなかなか絶つことができない、そういう構造まで御認識と思います。そして、そこにはシェルターの対策を根気強く進めてまいりますと書いてあって、根気強くという言葉に、私は、片山大臣のこれまでの御苦労と、それから、政府の中でこれを旗を振って先頭に立っていく、そのときのちょっとした逡巡を感じるわけです。その点はどうでしょうか。野田前大臣も、御自分の経験もあって、とても強い、芯のある御発言が続きました。片山大臣からも、寄り添っていくんだという女性たちへのメッセージ、国民へのメッセージをお願いします。

○片山国務大臣

お答えをいたします。御指摘のように、数年前から、私は、自分の政策の中に、DVそれから女性に対する暴力、シェルター問題というのを掲げております。私自身もDVの被害者だったということを公表しておりますし、そういった意味で、いわゆる民間シェルターの方々の団体ともお話しをして、いかにしてこの実態をきちっと把握して支援ができるかというようなことも党の立場でやってまいりました。いわゆる民間シェルターにつきましては、民間団体によって運営をされている、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設でございまして、現在では、被害者への対応や被害者への自立に向けたサポートまで、非常に多様な援助を行っておられます。内閣府といたしましても、DVや性暴力等の被害者支援の充実のために、民間シェルターを含めた民間団体との連携、援助も行っておりまして、今後、公的なものももちろんきちっと整備をしていかなければいけません。自立支援センター等もございまして、今後とも、こういったところの支援の充実にも努めてまいりたいということも含めて、やはり、委員もそうでいらっしゃると思いますけれども、女性が世に出て仕事や職責を持って働くということになりますと、両立支援的な問題もまた非常に大きな問題ですが、これ以外にこのジャンルの問題も非常に大きな問題になりますので、総合的に捉えてしっかりと対応していくということにおいて、逡巡しないように頑張りたいと思いますので、ぜひ御支援を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○大河原委員

大臣おっしゃるとおりなんですよ。これは、働くということの前提以前の問題なんですよ。そして、世界じゅうで起こっている。日本はその対策がおくれているということがあからさまになった。それをやはり挽回しないといけない。そのことで今傷ついている人たちを確実に救済して、そういう人たちが二度とそういうことが起こらないようにする。幅広く考えるということが必要です。今、シェルターの支援ということを言いましたが、ちょっと質問通告しておりませんが、きょう内閣府の池永参画局長に来ていただいています、このシェルターの予算、ふやしているかどうかわかりますか。大臣が一生懸命支援をしたいとおっしゃっているシェルターについては、すぐにわからなければ、よろしいですか。

○池永政府参考人

お答えいたします。シェルター、民間で運営されているわけですが、シェルターに対しては、予算的なところはちょっと今数字を持ち合わせておりませんが、民間シェルターにおける取組に関する講演を研修などで実施したりして、内閣府では、もともと配偶者暴力相談支援センターの相談対応能力の向上のための研修ということで民間シェルターを参考にさせていただき、そういったことで講演を実施するなど、各種調査研究などにおいて、民間シェルター関係者も含めたヒアリングを行うなど、非常に民間シェルターと連携した形で支援に取り組ませていただいています。予算的なことは、ちょっと数字がございません。

○大河原委員

日本の場合は、性暴力被害者支援センターというのがやと各都道府県にできたぐらいで、民間のシェルターへの支援というのは本当に少ないですね。大臣がよく御存じだと思いますけれども、自治体任せになっていたり、それも微々たるもの。大臣、せっかくこのポジションになられたので、そういう民間への支援をどういふふうか考えていらっしゃるか。私見で結構です。

### ○片山国務大臣

お答えをいたします。幅広く支援をやっているということの中で、DV被害者等自立支援の自立生活援助モデル事業というのがございまして、DV被害者等自立生活援助モデルの一カ所当たりの補助単価が今四百二十二万五千円ということになっているんですが、シェルターをやっていただくNPO法人等に一定の支援をしていくということが、二十六年度三カ所、二十七年度四カ所、二十八年度一カ所、二十九年度一カ所ということで、全体の、児童虐待それからDV対策等総合支援事業の中の内数でやっております。実は、連日のように各都道府県の知事さんや市長さんにお会いしているんですけども、きのうも滋賀県の知事が来られて、女性活躍の推進という意味で、さまざまな問題を充実させていくいいきっかけにしたい、こういうことをおっしゃる自治体のトップの方は非常に多いものですから、ぜひこれを機会として、各自治体の方にも、あるいは市町村の方にも、努力というんですか、呼びかけをして、こういったものが確実に浸透し、ふえていくように呼びかけてまいりたい、努力をしてみたい、かように思っております。

### ○大河原委員

前向きの御答弁だと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。私、十一月に全国シェルターシンポジウムというのが札幌でありまして、行ってまいりました。そこでいろいろな方たちのお話を聞きましたけれども、その中で、今回、特に官民の境を越え、地域を越え、国境を越える女性たちのネットワークということで、ミー・トゥー運動、ウイ・トゥー運動、こういう運動を広げる、声を上げやすくする、そういうこととともに、ここで話題になりました、もっと広げたいねというふうに皆さんが言い、そして、ここに注目が集まっていたのが、欧州評議会が作り出した女性に対する暴力、ドメスティックバイオレンス防止条約、通称イスタンブール条約です。このことを、大臣、御存じでしょうか。

### ○片山国務大臣

お答えをいたします。通称イスタンブール条約は、二〇一四年に発効した、欧州評議会の女性に対する暴力及びドメスティックバイオレンス防止条約であると承知しております。今、欧州評議会加盟国の三十三カ国が批准なさっているんですね。これは加盟国以外にも開放されておられまして、四要素がございまして、まず防止する、一に防止する、二が被害者の保護、そして三が違反者の訴追、四が統合され全体的に調整のとれた方針。この四つの原則で、女性に対する精神的なものも含めた暴力、ストーカー行為、身体的暴力、性的暴力、強制結婚などを犯罪とすることを締約国に義務づけるなど、女性に対する暴力の防止、被害者の保護と加害者の訴追に関する最低限の基準を定めたものだというふうに承知しております。もちろん、男女共同参画社会の形成のために克服すべき根源的な問題が女性に対する暴力の根絶という認識でございますので、こういった条約も含めた取組も調べながら、関係省庁と連携して、どうやって対応するか、しっかり対応していくという方針を常に実施しているところでございます。以上でございます。

### ○大河原委員

詳しくお答えいただきまして、ありがとうございます。本当に、十二章八十一条から成るもので、私も勉強を始めたところです。資料の二に配りました四本柱、防止、保護、訴追、そして総合、包括的政策、このことでございますけれども、女性に対する暴力が人権侵害で、そして差別の一形態で、そして、法律上も事実上も男女平等を達成していく、そのことが重要なんだということが非常によくわかる、わかりやすいものになっているというふうに思っています。このイスタンブール条約をモデルにした法整備、これが必要だというふうに、団体の方たち、活動している方や学識経験者、学者の皆さんもおっしゃっているわけなので、ぜひ大臣、これを研究していただけないでしょうか。イスタンブール条約をモデルにした法整備の研究、いかがでしょうか。

### ○片山国務大臣

お答えをいたします。条約ということございまして、今、イスタンブール条約の内容と、あるいは国内法制との関係等の問題につきましては、所管の外務省が中心になって外務省等で精査をするということで、それを前提として、これから我が国がこの分野についてきちっとした対応をしていく上でどのような参考になるのかということにつきましては、引き続き、女性に対する暴力根絶に関する国際的な動向の中の大きな動きとして、しっかりと勉強させていただきたいと思っております。

### ○大河原委員

ありがとうございます。女性活躍法というのはプロセスで、やはり男女共同参画社会、ジェンダー平等社会、これがゴールなわけですね。ですから、そこに対してあらゆる手だてを講じていく。安倍政権では、この女活法は経済政策だという打ち出しをなさいました。しかし、やはり社会政策としてしっかりと、漏れなく、そして途切れることなくしていく、このことが、男女共同参画社会そして女性活躍推進、これを御担当になる大臣の、兼務されているわけですから、そこが一番大きな役割だというふうに思っております。ジェンダー主流化施策の推進、そして、困難な状況に置かれている女性たちの救済そして自立支援、こうしたことに全力を尽くしていただきたい。そして、ともに働いてまいりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

## 第4章 一保護および支援

### 第18条 一般的義務

1. 締約国は、すべての被害者をすべてのさらなる暴力行為から保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者および目撃者の保護および支援に際し、関連するすべての国の機関(司法機関、検察官、法執行機関、地方および広域行政圏の公的当局を含む)ならびに非政府組織その他の関連の組織および機関の効果的協力(この条約の第20条および第22条で詳しく定める一般的小および専門的支援サービスへの付託によるのも含む)体制を整える適当な機関が存在することを確保するため、国内法にしたがって、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、この章にしたがってとられる措置が次のようなものであることを確保する。
  - 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスに関するジェンダー化された理解を基盤とし、かつ被害者の人権および安全に焦点が当てられること。
  - 被害者、加害者、子どもおよびこれらの者が置かれたより幅広い社会環境の関係を考慮に入れた、統合的アプローチを基盤とすること。
  - 二次被害の防止を目的とすること。
  - 暴力の被害を受けた女性のエンパワメントおよび経済的自立を目的とすること。
  - 適当なときは、保護および支援のための一連のサービスを同じ敷地内に設けられるようにすること。
  - 脆弱な立場に置かれた者(被害を受けた子どもを含む)の具体的ニーズに対応し、かつこれらの被害者に対して利用可能とされること。
4. サービスの提供において、いずれかの加害者を告発しまたはいずれかの加害者に不利な証言をする意思が被害者にあることは条件とされない。
5. 締約国は、領事的その他の保護および支援を自国民および国際法上の自国の義務にしたがって当該保護を受ける資格のある他の被害者に提供するため、適当な措置をとる。

### 第23条 シェルター

締約国は、寝泊まりのできる安全な場所を被害者、とくに女性および子どもに提供し、かつこれらの被害者に対して能動的に援助のための働きかけを行なう、適当な、容易にアクセスできるシェルターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。